



参 考 3

建設省経構発第4号
平成5年3月15日

建設業者団体の長あて

建設経済局長

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの
適正な手順について

総合工事業者と専門工事業者間の自主的な協議の場として発足した「建設生産システム合理化推進協議会」において、平成3年度、「4週6休制の先行的実施について」申し合わせが行われ、現在、その推進に向け鋭意努力がなされているところである。

平成4年度においても「建設生産システム合理化推進協議会」において、活発な協議が行われた結果、平成5年3月4日、総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等について守るべき事項を指針として申し合わせが行われるとともに、別紙のとおり、「建設生産システム合理化推進協議会」より建設省建設経済局あて、本指針の趣旨に基づき、適正な手順により契約が締結されるよう建設業界に対する周知・指導方要請があったところである。

適切な手順により適正な契約が締結されることは、建設生産システムの合理化に向け、大きな意味を持つものであり、については、本要請の趣旨を踏まえ、契約締結に至るまでの手順が適切となり、契約締結が適正になされるようさん下建設業者に対する周知・指導について、特段のご配慮方お願いする。